

青島 明生 団員

<紹介文>

富山の多才なターボエンジン ——青島明生先生

富山県支部 水谷 敏彦
((弁) 富山中央法律事務所)

1 青島明生先生の2年後に富山中央法律事務所に入所した私は、いつも先生の背中を見ながらその後ろから一緒に歩いてきた気がする。

実にエネルギー的な人である。私は密かに(時にはおおっぴらに)「ターボエンジン」と呼んでいる。事務所の方針や事件処理を決めるときは自ら案を出し、議論をリードし、皆をぐいぐい引っ張っていく。サッカーでいえばセンターフォワードが良く似合う。あんまり素早く深く敵陣に突っ込んでいくので、こちらのパスが届かないことも……。でも次はきっと届けようと思う前衛が先生である。

先生は、中弁連(中部弁護士会連合会)理事長や富山県調停協会連合会会長、法テラス富山事務所所長も務め、そのリーダーシップを遺憾なく発揮している。うちの事務所の「動く広告塔」である。

2 先生は多才というか博識というか、私からみると、いったいいつの間にそんな情報を仕入れるのか不思議に思うほどである。しかし、ちゃんと仕事をしていることは確かで、この古稀記念文集に自身の仕事ぶりの一端を書いているのがその証左。特に医療過誤事件では間違いなく富山の第一人者と言ってよいと思う。

出張のときは、どこそこの店舗が有名だとか旨いとか調べているようだ。酒(日本酒、ワイン等のジャンルを問わない。)についてご高説を宣うことはしばしば。高校のときはバレーボール部で運動神経は悪くなく、かつては私の野球に付き合ってくれたが、ずーっと熱心なのはゴルフ。古稀になっても少年のように好奇心が旺盛なのではないかと思う。

3 先生は、富山県内の平和・護憲運動の中心的な役割を果たしてきた。また、市民オンブズの取組みでも先駆的な活躍をしてきた。この2分野は、先生のアシスタント的な任務を果たしている当事務所の後輩が書いてくれた(それゆえ敬語が使われている。)ので、以下に引用させてもらう。

青島先生は、憲法と平和を守るという信念を、言葉や理屈だけでなく、日々の実践を通じて貫いてこ

られました。その実践の一つが、毎月9日を中心に富山駅頭で続けてこられた憲法9条を守るための署名・宣伝活動です。寒風が吹く冬の日も、照りつける夏の日も、青島先生は一貫して「戦争のない社会」を願い、道行く人に語りかけられました。信念を抱いて語りかける言葉は、多くの市民に平和憲法の意義を考える契機を与えてきたはずです。また、毎年5月3日の憲法記念日には、先生が代表を務める「日本国憲法をまもる富山の会」が中心となって憲法講演会を企画・開催し、これまで猿田佐世氏、内田樹氏、望月衣塑子氏、高遠菜穂子氏、安田菜津紀氏、香山リカ氏など多彩な著名ゲストを招いてきました。憲法の根幹にある「個人の尊厳」や「平和主義」の理念を、さまざまな講演者がさまざまな角度から問い直し、聴衆に語りかけるこの催しは、今や県内外から注目される市民イベントへと成長しています。改憲への動きが現実味を帯びる中、青島先生は常に強い危機感を抱き、「戦争へと繋がる道を見過ごしてはならない」と訴え続けてこられました。その姿勢は今なおどこまでも誠実で、勇気に満ちています。そして何より、青島先生の生き方は、私たち後進にとって確かな道しるべとなっています。理念を掲げるだけでなく、行動をもって示し続ける姿は、世代を越えて多くの人の心に火を灯してきました。青島先生の理に基づく実践は、今、確実に次世代へと受け継がれつつあります。青島先生の活動は、社会の空気に流されずに声をあげ続けることの尊さを私たちに教えてくれます。(丸山哲司・62期)

青島先生は、情報公開・税金無駄遣い阻止の活動に、積極的に関わってこられました。最も大きい活動は、1998年ころの富山市の、音大誘致推進についての、住民投票を求める条例制定直接請求、施設用地を時価の倍以上で買い取る計画への住民訴訟です。この活動は、富山市民(合併前)から3万5千名余りの署名を集めるなど、当地において大変な盛り上がりとなりました。その後、この活動を母体として特定非営利活動法人市民オンブズ富山が設立され、先生はその代表として現在まで長年にわたって活動を続けておられます。その成果には、①談合など、特定の財務会計上の行為の違法の判断が不要場合には地自法242条2項が適用されないと判示した最判2002年7月2日、②富山県知事が条例に違反した宿泊費を支出したことにつき違法と判示した(問題の上海のホテルに実際に宿泊してその

豪華さをビデオで証拠化し、それも請求認容の資料となりました。) 富山地判2008年6月18日(名古屋高金沢支判2009年3月16日にて控訴棄却)、③富山市議会政務活動費について一部の返還を認めた富山地判2024年3月27日などがあります。先生は、裁判例や文献では難しそうな事案であっても、自らの信念と社会常識に基づいて筋があると考えたら、さまざまな主張立証をして裁判所を説得し、また社会に訴えてこれ、大きな成果を生んでいます。(春山然浩・60期)

4 このような青年団の団長みたいな青島先生(「青大将」とのニックネームを献上することも)が古稀かと思うと、本当に長く一緒に歩いてきたなと感慨深い。4半世紀くらい前のことだが、某革新政党が先生に「県知事選挙に出て欲しい」と頼みに来て、先生は「当選させてくれるなら出てもいい」と言って、断ったらしい(私は後に先生から聞いた)。あの当時なら「青年弁護士青島」で良い闘いができたのではないと思うのだが……。先生は彼我の力関係を客観的に測り、結論を導く合理主義者である。理性に忠実に夫婦別姓も貫いている。

その青島先生の意外な一面を見たことがある。1993年10月28日夜、先生と私は東京神田のホテルの同じ部屋に泊まってテレビを観ていた。先生が「持ってけ! 持ってけ!」と叫んだ。ロスタイム残りわずか日本がボールをとったとき、敵陣ヘドリブルで持って行って時間を稼げと大声をあげたのである。サッカーファンなら誰でも知っている「ドーハの悲劇」を先生と一緒に観て、この人は案外ナショナリストなのではと思ったことが鮮明に私の記憶に残っている。

同学年の先生に自分で言うのは何だか照れくさいので、前出の後輩の言葉を借りて結びとする。

「青島先生の活動は、社会の空気に流されずに声をあげ続けることの尊さを私たちに教えてくれます。これからも、その情熱と不屈の精神が多くの人々の心を動かし続けることと思います。心より敬意を表し、古稀のお祝いの言葉とさせていただきます。」

<本人挨拶>

古希を迎えて取りあえず振り返る

富山県支部 青島 明生
(（弁）富山中央法律事務所)



古希文集への投稿を求められ、未だ現役で仕事が溜まっている中迷ったが、これも一つの節目、来し方を簡単にまとめておくことは筆無精の自分にとっては意味がある、締切があるのもいい、とりあえずのメモランダムとして書き始めたが、記録ではなく専ら記憶に基づくため、不正確はご容赦とご指摘をお願いしたい。

弁護士を目指した頃

これまでの仕事や活動は、高校時代の進路選択に始まるが、これを決めた礎は物心ついてから育った時代・社会だと思う。

隣の歯医者さんで少年ブック、少年マガジン、マーガレットのルビ付きの漫画を読んでいて漢字に慣れ、小学生時分には新聞を読んでいた。建国記念の日制定について、紀元節復活の戦前回帰、史実無視とする批判はもっともだと思ったが、野党の反対にかかわらず制定され、与党に反感を持った。中学時代は、牛込柳町の鉛中毒やイタイタイ病などの公害報道、何人もの僧侶の焼身自殺が伝えられたベトナム戦争報道、本屋で立ち読みして見た東京大空襲の親子の黒焦げの写真、社会科の副教材にあった平和憲法と自衛隊の矛盾、今も心に残るこれらのことから弁護士を目指す気持ちになった。社会の矛盾を仕事の面でも解決できるのではと。

大学時代は、もっぱら社会に役立つ弁護士になると、受験勉強より、島田事件の現調に参加したり、村上国治氏の講演を聞いて国民救援会に入会したり、民科学生部会を立ち上げて青法協弾圧をはじめとする司法反動の実情の勉強会を組織したり。

司法試験に合格して

卒業後本格的に受験勉強を始めて合格後、38期の入所前合宿に参加し、多くの人権課題があることを話し合い、入所後はクラ連新聞の編集と漫画を担当した。いずれ故郷に戻り共同事務所に入るつもりだったので、事務所運営の参考にと修習地の静岡や東京の民主的事務所を回り、事務員の人から話を聞

いたりした。修習中は、同期で開催した免田シンポ、団藤講演会をオルグしたり、将来に備えサラ金事件処理や医療事故の勉強会にも参加した。寮の娯楽室のテレビで富山県警パトカー追跡被害事件の最高裁での敗訴判決の報に接したり、2回試験カンニング問題が起き本郷の旅館で詰めていたが、高校野球の新湊旋風をテレビで見ているのを思い出す。

富山にもどって

富山に戻ったのは、海山が近く、登山、釣り、テニスなどが手軽にできるだろうと考えたのと、故郷の民主化に貢献したいと考えたからだ。人権擁護と民主主義の課題は全国あまねくあるし、各地での取り組みが日本を変えるのに必要だと考えたからで、迷いはなかった。

イタイタイ病弁護団

入所した富山中央はイタイタイ病弁護団の事務局事務所で、修習中事務所訪問した際、翌年の立入調査に参加しないかと声をかけられ、修習2年目のお盆の帰省の際に参加した。入所してからは、在県弁護団会議、イ病研究会、発生源対策会議、環境庁交渉など次から次に持たれる会議に出席し、議事録作成につとめた。

トンネルじん肺事件

トンネルじん肺事件は、修習時代から上柳さんの講演会を開催したり浜松のじん肺訴訟の法廷傍聴をするなど38期が取り組んだ事件だった。富山県東部は沢山の抗夫を送り出した地であり多くの被害者がいた。まず取り組んだのは、組合のオルグの方と共に被害者宅を回り、こたつに入って話したりして原告団を立ち上げることだった。同期の金沢の飯森さん、福井の坪田先輩などと北陸三県で弁護団を組み金沢地裁に提訴して企業責任の迫及、職歴確定など解決に当たった。

山中事件

石川県山中温泉で起こった山中事件にも多くの38期の弁護士が参加し、国民救援会と協力して何度も現地調査を行い事件に取り組んだ。有罪の根拠とされた自白の不合理性を明らかにするため、被害者が履いていた長靴を片山津温泉近くの首洗池付近の田んぼに自動車の中から投棄したという自白について、同型のブルーバードを偶然富山県の入善町で発見し、飯森さんとともに所有者の了解を得て長靴投擲実験をした。ハンドルやサイドウィンドーが邪魔になりせいぜい数メートルしか投げられず、とても自白のように10メートル以上も投げられないとわかったことから、冤罪だと確信した。この事件は最高裁で差し戻され名古屋高裁で無罪となったが、その判決の中で被告人が関係しなければ被害者は事件に巻き込まれなかったなどいうとんでもない裁判所の判断が示され、山本裁判長に憤ったものだ。無罪

推定原則があるにも関わらず有罪とした裁判官はこの事件に限らず多数おり、何の責任も問われていないところが日本の刑事司法の絶望的な状況の成因の1つだと思っている。この事件と公害被害者総行動で渋谷事務所の先生とご一緒した。同郷出身の竹澤哲夫先生とも面識を得た。

坂本弁護士一家を救う会

1988年の11月、全国各地で憲法制定日にちなんだ集会に取り組まれていた頃、坂本弁護士一家が事件に巻き込まれたのではないかと、警察は失踪事件などと言っているが状況からすると拉致誘拐ではないか、救出運動に取り組む必要がある、富山県の連絡担当者をしてくれないかという要請が、神奈川の飯田さんからあった。私が事務所に入所する条件として、1、2ヶ月に1度神奈川で開かれる保険医協会と横浜医療問題研究会との共同開催の医療事故の症例検討会に参加することを保証してもらい、継続的に参加していたが、ある例会で、威勢のいい若い修習生が2、3人参加していてそのうちの1人が坂本弁護士だったという。全国で組織するというところで引き受けた。東京、横浜で開催された救う会の会議にも参加した。同期で修習地静岡と縁がある影山さんが事務局長となり、この中で宇都宮さんや小島さんなど神奈川の弁護士とも、また、坂本弁護士の同期の弁護士とも知り合った。富山での取り組みは救出を求める署名・宣伝行動、全国を回られた坂本幸代さんと救援会関係者とともに、事件を知る会を開催し県警に捜査拡充を要請した。その後事件は長野、新潟、富山の3個所で家族の遺体が発見されるということになったが、地元の人達の感情への配慮などから当地でのメモリアル建設の必要性を救う会で訴え、各地の協力で日弁連も巻き込んで賛同を得、富山での設置や披露などに取り組んだ。このあたりのことは2022年の富山県弁護士会会報に投稿した。

出し平排砂ダム被害事件

清流で知られる黒部川上流に関西電力が1985年に設置した全国で唯一排砂ゲートを持つ出し平ダムが6年の湛砂期間を経て91年に排砂ゲートを開けて排出したのは砂ではなく有機物・硫化物を含む大量のヘドロだった。その後毎年のように大量の排砂を行い、その量は数百万トン、東京ドーム何盃分にも及んだ。排出されたヘドロは、東向きの海流にのって黒部川河口以東の富山湾の海域に流れて堆積し、ヒラメなど底物と言われる魚種と栽培ワカメの漁獲量が激減するなど深刻な漁業被害が生じた。底物を対象魚とする「刺し網」漁師とワカメ栽培組合が当事者となり、関電を相手に漁業行使権に基づく排砂の差止（環境負荷の少ない方法による排砂の実施）などを求める訴訟を富山地裁に提起した。海底

の状況の立証には技術面・費用面で著しい困難を抱えたため、公害等調整委員会による専門家の活用や調査の実施等を期待して、原因裁定の囑託を申し立て、これを受けて富山地裁は04年8月公害等調整委員会に原因裁定を囑託した。公調委は刺し網漁業の不漁には排砂の影響は認められないが、養殖ワカメの不漁は排砂が生育環境を悪化させたことによるものであるとする裁定を出した。これは判例時報1972号にも掲載された。これに従い、08年11月26日富山地裁はワカメについて排砂による被害が認められるとして損害賠償を命ずる判決を出した。関電はこれに控訴したが、その中で、ワカメの損害額の算定の基礎資料の一部に問題があるとして、高裁は和解を強く勧め、止むなく、排砂の監視に漁業者の関与を認める内容の和解を締結して事件は終了した。イ病と同じような大企業による大規模な環境汚染被害だが、因果関係立証で、陸上の出来事と海中の出来事の困難さの違い、公的漁獲統計の不備が原因だったと考えている。

医療問題研究会

白い巨塔のテレビドラマを見て、医療にも人権と正義を感じ、修習生時代に医療問題研究会を立ち上げ、鈴木利廣、加藤良夫など先達の事務所を訪問をし、患者の権利宣言の集会・講演会や全国交流集会にも参加し、地元弁護士会で医療問題研究会を立ち上げて現在まで継続している。高裁での逆転の勝訴判決・勝利的和解が数件あるのが自慢だが、次の行政事件もそうだが、諦めないことが重要と思っている。

市民オンブズ活動

市民オンブズ活動は、医療問題弁護士会全国交流集会が1994年頃仙台で開かれた際、仙台の小野寺団員と知り合い、1995年に食糧費の全国一斉情報公開をやらなかつたの呼びかけられたのに応じ、情報公開請求をしたところ、富山県で知事と知識人が東京のホテルで1人5万円、5人で25万円、赤ワイン1本、白ワイン2本の豪華昼食をとっていた領収書が開示され、驚いて知人に見せたところ、許せない、富山でも市民オンブズ組織を作ろうということで1995年11月に立ち上げてから、官官接待費用を年間数億円減額させたり、カラ出張・預け金不正を暴いて知事が陳謝したり、公取で摘発された上水道談合の住民訴訟で重電メーカーに数億円を富山県に返還させたり、知事の海外視察の宿泊費が旅費規程に違反して高額であったものを返還させたりした。

特に、上水道入札談合事件では、企業の談合という違法行為によって締結された請負契約は財政法に違反して客観的に違法であるから地方自治法242条2項の怠る事実の規程は適用されず、県が談合を

知らず損害賠償請求権行使の機会がなかったとしても返還請求は期間経過により認められなくなるというおかしな被告らの理屈に地裁も高裁も乗っかり敗訴判決となったものを、全国のオンブズ関係の弁護士に弁護団結成を呼びかけ、寺田友子先生に法学セミナーに論文も出してもらい、最高裁で逆転勝訴判決を勝ち取り（平成14年最高裁判例解説（下）511頁）、その弁護費用の一部をカンパで出してもらって資金とし、現在も活動をしている。

その他様々な活動

私が入会した時の富山県弁護士会は会員数50人、毎年入会者が1人いるかないかで、事務所の弁護士は5人。様々なことをする必要があった。それが地方の弁護士、そのために富山に戻ったと思っていた。憲法運動、救援会活動、国鉄分割民営化、過労死等々。全国会議に出ると北陸三県では金沢の飯森さん、福井の??川さん（お父さん）などどこでも顔を合わせる感じだった。今では事務所のメンバーは10人、分担してくれる人、手が出なかった生活保護問題に取り組む人が入ってくれた。今はイ病弁護士団で取り組んで県が設置したイタイタイ病資料館の語り部、憲法会議を中心に継続的活動を担う「日本国憲法をまもる富山の会」では毎月9日のJR富山駅前での署名宣伝活動に取り組み、毎年5月と11月の3日の集会・講演会を続けている。鶴見俊輔氏と沢地久恵氏ダブル講演会を最大とし、内田樹氏、金子勝氏、浜矩子氏、西原博史氏、安田奈津紀氏など多くの講師を地方に呼べたのも思い出だ。

40年を振り返って

弁護士を目指したのは、仕事を通じて社会正義の実現と人権救済に携われるからではあったが、経済的にも安定していることもあった。以前は新聞に高額納税者が公表されており、富山県内では税理士、司法書士は毎年のように数人出ていたが、弁護士は公表制度がなくなるまでに2回2人出ただけであった。税理士・司法書士は多数の事務員を雇い多量の業務をこなせるが、弁護士は自ら法廷に出なければならぬからだろうと推測していた。見方を変えれば、弁護士は弁護士を搾取できなかった、と思う。

1990年に中坊氏が日弁連の会長となり司法の改革を訴え北陸三県の弁護士協議会に出席して意見を述べた。じっくりこなかった。大会後の懇親会で気骨のある地元弁護士と大論争となったのを覚えている。他方、金沢の菅野さんがナショナルローヤーズギルドを紹介し、人権のために副業をしながら戦っているというアメリカの弁護士の姿を紹介した。将来を暗示するのか、まさかそこまで、と感じた。

自分なりに、弁護士増で安上がりに弁護士を抱えられるようになり大事務所・大企業は便利になるだ

ろう、若い人は独立もままならず大変になるだろう、二世を期待する弁護士は喜ぶだろう、人権派の弁護士の絶対数は増えるだろうが、弁護士会がビジネスオンリーに変質しないか心配だ、とあまり積極的に受け止められなかった。

20数年経過してどうだろう。あるSNSに、全国展開している法律事務所の経営者は多くの弁護士と事務局の生活を支えて立派だという投稿があった。人権大会の懇親会で、都会の中堅が、得意分野を開拓し多くの弁護士を採用して発展していくのが目標だと語るのを聞いた。しかし、当番弁護士、扶助事件、冤罪事件、人権救済事件などいわば困った人の手助けに地道に取り組む全国の弁護士の活動によって弁護士一般に対する国民の信頼は支えられている。弁護士像にギャップが広がっているように感じる。

日弁連、弁護士会は社会正義と人権擁護のシンクタンク兼実践家団体としてよくやっていると思う。ただ、弁護士急増政策を維持していくと、公益活動が細っていくのではないかと危惧する。日弁連執行部に、2012年の法曹人口提言にあるように合格者数適正化のために将来の弁護士人口を検討する必要があるのではないか、と弁連大会で度々尋ねても拒否され、暗澹たる気持ちになる。独立自営の職業人として、仕事も活動も会務も調停協会など関係団体の業務も、40年間なんとかやってこれたが、弁護士人口急増時代では無理だったと思う。

